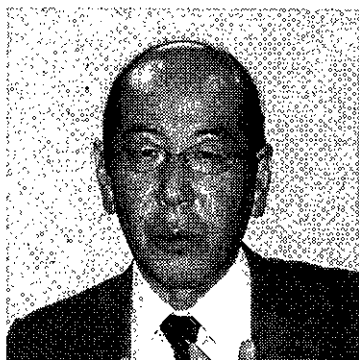


国会会での審議に先立ち、大谷信盛・環境大臣政務官は本紙のインタビューに応じ、今回の廃棄物処理法改正案の中で処理業者の優良化推進に意欲を示した。あわせて処理業界の資源循環社会構築の取り組みに期待を寄せた。



環境大臣政務官
大谷 信盛氏

特別インタビュー

(下)

— 処理業の優良化について許可の更新期間の延長など特例措置が注目されています。

大谷 優良化の推進として、処理能力や実績が一定の要件を満たす産業廃棄物処理業者に

規制だけでなく 優良化を推める

— 処理業界に向けて。大谷 循環型・低炭素社会構築は21世紀の絶対条件だと思います。

— 処理業の優良化について許可の更新期間の延長など特例措置を提案しました。たとえば、現在、更新期間は5年ですが、優良な処理業者と認定されたら、延長するということになるかと思えます。これまでも、処理業の優良化についてはインセンティブがなく、取り組みが広がらないとの見方が多かったとも伺っています。規制だけでなく、優良化を進めることも施策として重要だと思います。外部からは、

— 処理業の健全育成を促していると思います。

大谷 循環型・低炭素社会構築は21世紀の絶対条件だと思います。

— 廃棄物の焼却時に熱回収をし、一定の基準を満たした場合は都道府県等の認定を受け、注目がされています。

大谷 現在、約3割の処理業者が熱回収をしています。今後どんどん増えていくと思います。この制度はそれを後押しするものです。

— 処理業の優良化について許可の更新期間の延長など特例措置を提案しました。たとえば、現在、更新期間は5年ですが、優良な処理業者と認定されたら、延長するということになるかと思えます。これまでも、処理業の優良化についてはインセンティブがなく、取り組みが広がらないとの見方が多かったとも伺っています。規制だけでなく、優良化を進めることも施策として重要だと思います。外部からは、